山口県訪問看護ステーション協議会　会則

（ 名称 ）

第１条　　この会は山口県訪問看護ステーション協議会（以下「協議会」という）と称する。

（ 目的 ）

第２条　　協議会は、山口県内に設立されている訪問看護ステーションの有機的な連携と質の向上によって、円滑な運営とサービスの維持・拡大を図り、社会の要請と信頼に応えることを目的とする。

（ 事業 ）

第３条　　協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

（１） 訪問看護ステーションに関する調査及び研究に関する事業
（２） 訪問看護ステーションに関する知識の普及に関する事業
（３） 訪問看護ステーション間相互の連絡・協力・調査及び情報交換
（４） 関係機関・団体との連絡及び調整に関する事業
（５） その他協議会の目的を達成するために必要な事業

（ 会員 ）

第４条　　本協議会の趣旨に賛同し、規定の入会金、会費を納入した事業者を、入会申込書の受理をもって会員とする。

（１） 正会員　　山口県内の訪問看護ステーション事業者
（２） 賛助会員　本協議会の趣旨に賛同し､事業活動の発展と貢献に資することを目的とした事業者

（休止・脱会）

第５条　　脱会届受理をもって非会員となり協議会事業等の参加権利は消失する。再入会の場合は、新規入会と同等の扱いとする。

２　休止については、休止届提出より１年間の期間とする。年度をまたぐ場合は会費の納入が必要となる。協議会からの情報提供等は継続して行うものとする。

（ 役員 ）

第６条　　協議会は、次の役員を置く。

（１） 会長　　１名
（２） 副会長　２名
（３） 会計　　１名
（４） 書記　　１名
（５） 委員　　若干名
（６） 監事　　２名
（７） 顧問　　１名

２　役員は役員会において正会員より選任され、総会において承認を得ることとする。

（ 職務 ）
第７条　会長は協議会を代表し、会務を総括する。
　　２　副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時にはその職務を代行する。
　　３　委員は各支部長をもってあて、この会の企画・運営・その他会務を代行する。
　　４　監事は協議会の会計を監査する。
（ 任期 ）
第８条　役員の任期は２年とする。但し、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
　　２　委員の任期は各支部の任期とする。
　　３　役員は再任することができる。

（ 顧問 ）
第９条　　協議会に、顧問を置くことができる。
　　２　顧問は、本協議会に長年に亘り貢献し、今後も訪問看護事業に関与する者を、役員会にて選考し、協議会会則第５条２の規定に準じて了承を得た者を１名置くことができる。
　　３　顧問は協議会の求めに応じ、訪問看護事業の支援に関して教育的立場で助言ができる。
　　４　顧問の任期は、役員の任期に準ずることができる。

（ 参与 ）
第１０条　　協議会に関係機関、団体を参与に置くことができる。
　　２　参与は役員会において選考し、総会の同意を得て、会長が委嘱する。
　　３　参与は協議会の諮問に応じ、必要に応じて協議会に意見を述べることができる。
　　４　参与の任期は、役員の任期に準ずることができる。

（ 総会 ）
第１１条　総会は役員をもって構成し、役員会を以て必要と認めたときに開催する。
　　２　総会は、会員の３分の２以上の出席をもって成立するものとする。ただし、総会に出席できない会員の委任状をもって出席に代えることができる。
　　３　総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
　　４　総会は、この会則に規定するもののほか、次の事業を議決する。
（１） 事業計画の決定
（２） 事業報告の承認
（３） 会則の改正その他協議会の運営に関する重要な事項

（ 役員会 ）
第１２条　役員会は会長及び副会長、委員を以って構成し、会長が必要と認めたときに開催する。
　　２　会議は構成員の過半数が出席しなければ、会議を開催することはできない。
　　３　会議の議事は、出席者の過半数の同意を以って決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。
　　４　次の事項を決議する
（１） 総会及び協議会に付議すべき事項
（２） 総会において委任された事項

（3） その他会長が必要と認めた事項

（ 経費 ）

第１３条　協議会の運営に関する費用は、会費、寄付金及びその他の収入を以て充てる。

２　会費の額は総会の決議を経て定める。

（ 会計年度及び会計 ）

第１４条　協議会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

２　協議会の会計は第 15 条の事務所で処理する。

（ 予算及び決算 ）

第１５条　協議会の予算は、総会の決議によりこれを定め、決算は年度終了後速やかに監査を受け、総会の承認を得るものとする。

（ 事務局 ）

第１６条　協議会の事務局は、会長の所属する訪問看護ステーションに置く。

（ 支部 ）

第１７条　協議会は地区を下記の通りに区分し、８支部とする。

２　１支部１５事業所を超える場合、役員の承認を以て分割しても良いものとする。

３　支部活動は事業に則り、会長が委任する業務のほか支部会議において決めた業務を推進するものとする。

４　支部役員は支部会員の互選により決め、支部長・副支部長は会長に届け出るものとする。

５　支部活動は、協議会会費を以て充てるものとする。

６　事業所数の少ない支部については、支部活動の方法について役員に相談できるものとする。

（ 付記 ）

支部区分　：　8 支部

1	岩国支部	岩国市・和木町
2	柳井支部	柳井市・平生町・周防大島町・上関町
3	周南支部	周南市・下松市・光市
4	防府支部	防府市
5	山口支部	山口市
6	宇部支部	宇部市・美祢市・山陽小野田市
7	萩・長門支部	萩市・長門市・阿武町
8	下関支部	下関市

（ 付則 ）

１　この会則は、平成 7 年 9 月 1 日から施行する。

２　この会則は、平成 12 年 5 月 20 日から施行する。

３　この会則は、平成 14 年 5 月 25 日から施行する。

４　この会則は、平成 18 年 4 月 15 日から施行する。

５　この会則は、平成 19 年 4 月 28 日から施行する。
６　この会則は、 平成 21 年 4 月 18 日から施行する。
７　この会則は、 平成 22 年 4 月 17 日から施行する。
８　この会則は、 平成 23 年 4 月 16 日から施行する。
９　この会則は、 平成 25 年 4 月 20 日から施行する。
１０　この会則は、平成 28 年 4 月 16 日から施行する。
１１　この会則は、令和 2 年 4 月 18 日から施行する。